

# 新規上場申請のための半期報告書

(第11期中)

自2024年12月1日  
至2025年5月31日

株式会社フィットクルー

### 【表 紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【事業の内容】	2
第2	【事業の状況】	3
1	【事業等のリスク】	3
2	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3	【経営上の重要な契約等】	4
第3	【提出会社の状況】	5
1	【株式等の状況】	5
(1)	【株式の総数等】	5
①	【株式の総数】	5
②	【発行済株式】	5
(2)	【新株予約権等の状況】	7
①	【ストックオプション制度の内容】	7
②	【その他の新株予約権等の状況】	7
(3)	【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	7
(4)	【発行済株式総数、資本金等の推移】	7
(5)	【大株主の状況】	8
(6)	【議決権の状況】	8
①	【発行済株式】	8
②	【自己株式等】	8
2	【役員の状況】	9
第4	【経理の状況】	10
1	【中間財務諸表】	11
(1)	【中間貸借対照表】	11
(2)	【中間損益計算書】	13
(3)	【中間キャッシュ・フロー計算書】	14
	【注記事項】	15
	【セグメント情報】	15
2	【その他】	17
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	18

## [期中レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年11月10日
【中間会計期間】	第11期中（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）
【会社名】	株式会社フィットクルー
【英訳名】	Fitcrew Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鹿島 紘樹
【本店の所在の場所】	大阪市西区靱本町1丁目13番9号
【電話番号】	06-6131-9937（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 矢野 佑樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区靱本町1丁目13番9号
【電話番号】	06-6131-9937（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 矢野 佑樹

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 中間会計期間	第10期
会計期間	自 2024年12月1日 至 2025年5月31日	自 2023年12月1日 至 2024年11月30日
売上高 (千円)	1,348,551	2,454,420
経常利益 (千円)	83,850	109,845
中間(当期) 純利益 (千円)	100,128	44,289
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	48,000	48,000
発行済株式総数 普通株式 (株)	675,000 277,987 12,500	675,000 277,987 12,500
純資産額 (千円)	450,342	350,214
総資産額 (千円)	1,726,250	1,820,642
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	105.90	46.13
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	26.09	19.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△102,044	348,665
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△68,669	△172,097
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△58,677	175,079
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高 (千円)	586,993	816,384

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 2025年11月期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、当社は配当を実施していないため記載しておりません。
5. 第11期中間会計期間の中間財務諸表並びに第10期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、三優監査法人による期中レビュー及び監査を受けております。
6. 当社は、2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しておりますが、第10期の期首に当該株式転換が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 当社は、2025年8月27日開催の臨時株主総会決議において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態の状況

##### (資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末と比べて137,231千円減少し、925,434千円となりました。これは主に、売掛金が92,668千円増加したものの、現金及び預金が229,391千円減少したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比べて42,840千円増加し、800,815千円となりました。これは主に、建物附属設備が39,639千円、繰延税金資産が29,440千円増加したものの、建設仮勘定が28,957千円減少したことによるものであります。

以上の結果、資産合計は、前事業年度末に比べて94,391千円減少し、1,726,250千円となりました。

##### (負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末と比べて147,971千円減少し、708,479千円となりました。これは主に、契約負債が72,868千円、未払金が21,939千円、未払法人税等が21,418千円、未払消費税等が14,154千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比べて46,548千円減少し、567,428千円となりました。これは主に、資産除去債務が11,592千円増加したものの、長期借入金が45,287千円、繰延税金負債が11,620千円減少したことによるものであります。

以上の結果、負債合計は、前事業年度末に比べて194,519千円減少し、1,275,907千円となりました。

##### (純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末と比べて100,128千円増加し、450,342千円となりました。これは、中間純利益を100,128千円計上したことによるものであります。

#### (2) 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、インバウンド需要、企業の設備投資等の増加により、緩やかな回復基調を維持しました。一方で、人員不足、食料品価格の上昇等の課題は引き続き影響を与えています。また、米国大統領による関税の引上げや中東地域をめぐる情勢、資源価格の高騰や円安による物価高騰等、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社は「フィットネスで社会を明るくする」という企業理念のもと、パーソナルトレーニングを通じて、お客様のお悩みに向き合い、お客様と一緒に改善に取り組み、心身共に健康で笑顔溢れる社会づくりに貢献すべく事業活動に取り組んでおります。企業理念を実現するため、当社の存在意義を「顧客の望みを叶える」とし、女性専用のパーソナルトレーニングジム「UNDEUX SUPERBODY」を4店舗、より幅広い層に訴求するサービス形態であるパーソナルトレーニングジム「UNDEUX SUPERBODY LIFE」を2店舗、合計6店舗の新規出店を行い、当中間会計期間末時点の総店舗数は48店舗となりました。また、当中間会計期間において、賃上げ促進税制の繰越控除制度の適用を前提として、29,440千円の繰延税金資産を計上したこと等により、法人税等調整額を△41,060千円計上しております。

以上の結果、当中間会計期間における経営成績は、売上高は1,348,551千円、営業利益は85,124千円、経常利益は83,850千円、中間純利益は100,128千円となりました。

なお、当社はフィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、586,993千円となり、前事業年度末に比べて229,391千円減少しました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、102,044千円となりました。これは主に、税引前中間純利益83,850千円の計上、売上債権の増加額92,668千円、契約負債の減少額72,868千円によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、68,669千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出62,107千円によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、58,677千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出147,611千円、長期借入れによる収入90,000千円によるものであります。

### (4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

### (5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

### (6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
A種優先株式	900,000
A1種優先株式	100,000
計	10,000,000

(注) 2025年8月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款変更が行われております。これにより、A種優先株式及びA1種優先株式に関する定款の定めが廃止され、また、発行可能株式総数は6,140,000株減少し、3,860,000株となっております。

###### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	675,000	965,487	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
A種優先株式	277,987	—	非上場	(注) 2
A1種優先株式	12,500	—	非上場	(注) 3
計	965,487	965,487	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2025年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2. A種優先株式の内容は、以下のとおりです。

###### 剰余金の配当

当社が配当を行う場合、A種優先株式は、普通株式に優先して配当を受けることができ、その額はA種優先株式1株につき、57円に設定されております。上記配当後、なお、普通株主等に配当を行う場合は、前項の優先配当に加えて、A種優先株式1株につき、普通株式1株につき支払う配当金にA種取得比率を乗じた額と同額の剰余金の配当を行います。ある事業年度において、A種優先配当額に達しない時は、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

###### 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、金1,130円を支払います。上記分配後、なお、残余財産がある場合は、普通株主等及びA種優先株主等に対して分配を行います。この場合、当会社は、A種優先株主等に対しては、上記の分配額に加えて、A種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配します。

###### 議決権行使

A種優先株主は、当会社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

###### 譲渡承認

A種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

###### 取得請求

A種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から30日を経過するまでの期間（以下、「取得請求可能期間」という。）に限り、保有するA種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに金銭を交付することを当会

社に請求することができる。また、A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利を有する。

種類株主総会の決議が必要なもの 当社が以下に定める事項を行うためには、法令又は定款の規定による取締役会又は株主総会の決議に加えて、A種種類株主総会の決議を得るものとする。かかる種類株主総会の決議は、その種類の株式の総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 定款変更
- (2) 株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当会社の株式の交付を受けることが可能な証券又は権利の発行、付与
- (3) 合併、事業譲渡、事業譲受、株式交付、株式交換、株式移転、会社分割、その他第三者との資本提携
- (4) 自己株式の取得、消却、資本減少、又はその他の資本の変更（法定準備金の減少を含む）
- (5) 解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て

### 3. A1種優先株式の内容は、以下のとおりです。

剩余金の配当 当社が配当を行う場合、A1種優先株式は、普通株式に優先して配当を受けることができ、その額はA1種優先株式1株につき、40円に設定されております。また、A種優先配当額及びA1種優先配当額の支払順位は、同順位となります。A種優先株主等及びA1種優先株主等に支払われる剰余金の配当の合計額がA種優先配当額及びA1種優先配当額の合計額に不足する場合、A種優先株主等及びA1種優先株主等は、当該株式につきその全額の支払いが行われたものと仮定した場合に当該優先株式につき支払いを受けることができたであろう額に応じて、剰余金を案分して受領するものとします。上記配当後、なお、普通株主等に配当を行う場合は、前項の優先配当に加えて、A1種優先株式1株につき、普通株式1株につき支払う配当金にA1種取得比率を乗じた額と同額の剰余金の配当を行います。ある事業年度において、A1種優先配当額に達しない時は、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

残余財産の分配 残余財産を分配するときは、A1種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A1種優先株式1株につき、金800円を支払います。上記分配後、なお、残余財産がある場合は、普通株主等及びA1種優先株主等に対して分配を行います。この場合、当会社は、A1種優先株主等に対しては、上記の分配額に加えて、A1種優先株1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にA1種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配します。

議決権行使 A1種優先株主は、当会社株主総会において、A1種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

譲渡承認 A1種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

取得請求 A1種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から30日を経過するまでの期間（以下、「取得請求可能期間」という。）に限り、保有するA1種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに金銭を交付することを当会社に請求することができる。また、A1種優先株主は、A1種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA1種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA1種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利を有する。

種類株主総会の決議が必要なもの 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定めるA1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

### 4. 当社は、2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年12月1日～ 2025年5月31日	—	普通株式 675,000 A種優先株式 277,987 A1種優先株式 12,500	—	48,000	—	190,000

(5) 【大株主の状況】

2025年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
鹿島 紘樹 サファイア第一号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 サファイア・キャピタル株式会社 Social Entrepreneur 3 投資事業有限責任組合 無限責任組合PE&HR株式会社 株式会社ベルパーク	大阪府茨木市 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 東京都千代田区麹町一丁目12番12号 東京都千代田区平河町一丁目4番12号	592,500 265,487 75,000 12,500	62.67 28.08 7.93 1.32
計	—	945,487	100.00

(注) 当社は自己株式20,000株を保有しておりますが、上記大株主の状況からは除外しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 655,000 A種優先株式 277,987 A1種優先株式 12,500	655,000 277,987 12,500	普通株式 権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。 A種優先株式・A1種優先株式 (1)【株式の総数等】②【発行済株式】等に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	965,487	—	—
総株主の議決権	—	945,487	—

② 【自己株式等】

2025年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フィットクルー	大阪市西区靱本町 1-13-9 中央ビル1階	20,000	—	20,000	2.07
計	—	20,000	—	20,000	2.07

## 2 【役員の状況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)	就任年月日
取締役	森山 瑛司	1994年5月21日生	2017年10月 大阪市消防局 入局 2018年10月 株式会社Edeyans 入社 2019年10月 同社オペレーション事業部部長 2020年10月 同社事業管理本部マネージャー 2022年6月 当社入社 事業部 フットネス運営課課長 2022年12月 当社事業部事業開発課課長 2023年6月 当社事業部部長 2024年3月 当社事業推進部部長 2025年5月 当社事業部門管掌取締役 兼 事業部部長（現任）	(注)	—	2025年5月1日

(注) 2025年4月30日開催の臨時株主総会の終結の時から2025年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

### (2) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
管理部門管掌常務取締役	管理部門管掌取締役	矢野 佑樹	2025年5月1日
事業推進部門管掌取締役 兼 事業推進部部長	事業部門管掌取締役 兼 事業部部長	大下 雅之	2025年5月1日

### (3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 1%)

## 第4 【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）に係る中間財務諸表について、三優監査法人による期中レビューを受けております。

### 3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【中間財務諸表】

### (1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当中間会計期間 (2025年5月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	816,384	586,993
売掛金	164,571	257,240
商品	27,135	17,851
貯蔵品	560	817
前渡金	7,653	20,594
前払費用	46,757	41,759
その他	—	634
貸倒引当金	△396	△457
流動資産合計	1,062,666	925,434
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備（純額）	486,980	526,620
工具、器具及び備品（純額）	17,534	17,929
リース資産（純額）	8,394	7,294
建設仮勘定	30,827	1,870
有形固定資産合計	543,736	553,714
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウエア	716	979
ソフトウエア仮勘定	—	1,100
無形固定資産合計	716	2,079
<b>投資その他の資産</b>		
出資金	55	55
長期前払費用	29,115	26,079
差入保証金	184,352	189,447
繰延税金資産	—	29,440
破産更生債権等	3,107	3,083
貸倒引当金	△3,107	△3,083
投資その他の資産合計	213,522	245,021
<b>固定資産合計</b>	757,975	800,815
<b>資産合計</b>	1,820,642	1,726,250

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当中間会計期間 (2025年5月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	15,700	15,700
1年内返済予定の長期借入金	112,584	100,260
リース債務	2,155	2,199
未払金	189,011	167,072
未払費用	71,178	61,603
未払法人税等	46,018	24,600
未払消費税等	48,193	34,038
契約負債	357,019	284,150
預り金	14,587	18,854
その他	3	—
<b>流動負債合計</b>	<b>856,451</b>	<b>708,479</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	443,569	398,282
リース債務	6,364	5,253
資産除去債務	151,769	163,361
繰延税金負債	11,620	—
その他	654	531
<b>固定負債合計</b>	<b>613,976</b>	<b>567,428</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,470,427</b>	<b>1,275,907</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	48,000	48,000
資本剰余金	248,709	248,709
利益剰余金	77,504	177,632
自己株式	△24,000	△24,000
<b>株主資本合計</b>	<b>350,214</b>	<b>450,342</b>
<b>純資産合計</b>	<b>350,214</b>	<b>450,342</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,820,642</b>	<b>1,726,250</b>

## (2) 【中間損益計算書】

【中間会計期間】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5月 31日)	
売上高	1,348,551
売上原価	844,663
売上総利益	503,888
販売費及び一般管理費	※ 418,764
営業利益	85,124
営業外収益	
受取利息	364
助成金収入	1,243
ポイント収入額	2,318
その他	30
営業外収益合計	3,956
営業外費用	
支払利息	3,799
その他	1,430
営業外費用合計	5,229
経常利益	83,850
税引前中間純利益	83,850
法人税、住民税及び事業税	24,783
法人税等調整額	△41,060
法人税等合計	△16,277
中間純利益	100,128

## (3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

當中間会計期間 (自 2024年12月 1日 至 2025年 5月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前中間純利益	83,850
減価償却費	38,379
貸倒引当金の増減額（△は減少）	37
受取利息及び受取配当金	△364
支払利息	3,799
売上債権の増減額（△は増加）	△92,668
棚卸資産の増減額（△は増加）	9,027
契約負債の増減額（△は減少）	△72,868
未払金の増減額（△は減少）	3,129
預り金の増減額（△は減少）	4,267
未払消費税等の増減額（△は減少）	△14,154
その他	△14,874
小計	△52,439
利息及び配当金の受取額	364
利息の支払額	△3,767
法人税等の支払額	△46,201
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△102,044</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△62,107
無形固定資産の取得による支出	△1,467
差入保証金の差入による支出	△5,094
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△68,669</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入れによる収入	90,000
長期借入金の返済による支出	△147,611
リース債務の返済による支出	△1,066
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△58,677</b>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△229,391
現金及び現金同等物の期首残高	816,384
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 586,993

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間  
(自 2024年12月 1 日  
至 2025年 5月 31日)

広告宣伝費	235, 458千円
-------	------------

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

当中間会計期間  
(自 2024年12月 1 日  
至 2025年 5月 31日)

現金及び預金勘定	586, 993千円
現金及び現金同等物	586, 993

(株主資本等関係)

当中間会計期間（自 2024年12月 1 日 至 2025年 5月 31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2024年12月 1 日 至 2025年 5月 31日）

当社は、フィットネス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分散した情報

当社はフィットネス関連事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりあります。

当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5月31日)	
パーソナルトレーニング収入	1,212,618千円
スクール収入	37,144千円
物販収入	80,593千円
その他	18,194千円
顧客との契約から生じる収益	1,348,551千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,348,551千円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5月31日)	
1株当たり中間純利益	105円90銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	100,128
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	100,128
普通株式の期中平均株式数(株)	945,487
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった 潜在株式で、前事業年度末から重要な変動が あったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
- また自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しておりますが、当中間会計期間の期首に当該株式転換が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。
- なお、当社は、2025年8月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び自己株式（優先株式）の消却)

当社は、2025年8月22日付で、A種優先株主及びA1種優先株主による株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA1種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA1種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、自己株式となるA種優先株式及びA1種優先株式の全てについて、2025年8月22日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数

A種優先株式 277,987株

A1種優先株式 12,500株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 290,487株

(3) 交付後の発行済普通株式数 965,487株

(4) 消却の効力発生日

2025年8月22日

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月31日

株式会社フィットクルー  
取締役会御中

三優監査法人

大阪事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

鳥居 防

公認会計士

米崎 直人

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットクルーの2024年12月1日から2025年11月30日までの第11期事業年度の中間会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィットクルーの2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企

業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上